

低所得の子育て
世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少の中で、低所得の子育て世帯を応援する観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)が支給されます。

同給付金(ひとり親世帯分)の内容は、本紙7月号か町ホームページでご確認ください。

その他世帯分 ▶



◀ ひとり親世帯分

支給対象者

次の①、②両方に該当する人。ただし、ひとり親世帯分の給付金を受け取った人は除きます。

- ①平成16年4月2日(特別児童扶養手当を受給している場合は平成14年4月2日)～令和5年2月28日生まれの児童を養育する父母など
- ②令和4年度住民税(均等割)が非課税、または令和4年1月1日以降の収入が新型コロナウイルスの影響で急変し、住民税(均等割)が非課税相当の収入となった人

給付額

児童1人当たり一律5万円

詐欺などにご注意ください!

自宅や携帯電話へ町から問い合わせを行うことはありますが、ATM(現金自動預払機)の操作や、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

申請手続き

「申請が不要な人」と「申請が必要な人」に分かれます。申請者は、主たる生計維持者(所得が高い人)となります。

申請が不要な人

- ①令和4年4月分の児童手当か特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度住民税(均等割)が非課税の人
- ②令和4年5月～令和5年3月のいずれかの月に、新規で児童手当か特別児童扶養手当の受給資格認定を受け、令和4年度住民税(均等割)が非課税の人

※①、②いずれも、児童手当を職場から受給している公務員を除きます。

支給方法 要件に当てはまることを確認でき次第、児童手当か特別児童扶養手当の受給口座に順次振り込みます。対象者には通知を送付しますので、ご確認ください。

申請が必要な人

上記「申請が不要な人」に当てはまらない人(例:平成16年4月2日以降に生まれた高校生のみを養育、新型コロナウイルスの影響で収入が急変、児童手当を職場から受給している公務員など)

申請方法

次の書類をそろえて、申請手続きを行ってください。なお、申請者の状況により、別途追加書類が必要となる場合があります。

- ・申請書(こども未来課窓口か町ホームページで入手可)
- ・申請者と配偶者のマイナンバーが分かるもの
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)の写し
- ・通帳かキャッシュカードの写し
- ・【収入が急変したことに伴う申請の場合】令和4年1月1日以降の任意の月の申請者と配偶者の収入(所得)額が分かる書類
- ・【別居の児童を監護している場合】児童の住民票謄本
- ・【未成年後見人の場合】未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本、対象児童の実親の状況が分かる資料(自由様式)
- ・【その他養育者の場合】対象児童の実親の状況が分かる資料(自由様式)
- ・【里親の場合】対象児童が委託されていることを明らかにできる書類

申請期限 令和5年2月28日(火)

※書類に不備があった場合、期限までに必要書類の提出がなければ支給できませんのでご注意ください。

申請先・ こども未来課 子育て支援係 286-3117